

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	第1回加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会
開催日時	令和3年3月19日(金) 19時00分から20時15分まで
開催場所	滝野中学校 2階 図書室
議長の氏名 (委員長 野瀬光) 出席及び欠席委員の氏名 【出席委員】13人 芹生一二委員 甲山友和委員 野瀬光委員 三木達明委員 西村昭三委員 高田好幸委員 久保陽一委員 澤田眞委員 玉田裕二委員 藤森敬史委員 神田英昭委員 福井明委員 村上昌弘委員 【欠席委員】2人 田中愛委員 三村芳輝委員	
説明のため出席した者の職氏名  なし	
出席した事務局職員の氏名及びその職名 教育長 藤本謙造 教育振興部長 田中孝明 こども未来部長 広西英二 こども未来部参事兼学校教育課長 後藤浩美 こども未来部小中一貫教育推進室 室長 柴崎俊之 同 副課長 丸山真矢 同 係長 郡 龍仁 同 主事 上山裕之	

議題、会議結果、会議の経過及び資料名

**【議題】**

- (1) 建設地検討委員会組織について
- (2) 滝野地域小中一貫校建設地予定地について

**【会議結果】**

- (1) ・ (2) 資料に基づき、審議しました。

**【会議の経過】**

1 開会

教育長あいさつ  
各委員・事務局自己紹介

2 議題

(1) 建設地検討委員会組織について

(事務局)

それでは、まず委員長、副委員長の選出に当たりまして、当建設地検討委員会の要綱を御説明させていただきます。昨年の12月21日に建設地の検討会を開催させていただきました皆様から御意見を頂戴しております。本日、正式に建設地の検討委員会を発足させていただきます。

資料の1と2を御覧ください。

建設地検討委員会は教育委員会で承認されました滝野地域建設地検討委員会設置要綱に基づきまして、資料1の名簿の構成委員により運営してまいります。

資料の2を御説明させていただきます。

加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会設置要綱でございます。

第1条、設置についてです。滝野地域の関係者と教育委員会が連携して地域の実態に即した小中一貫校の建設について再度協議を行うため、加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会を設置するとしております。

第2条、所掌事務についてです。委員会は次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。1、小中一貫校の建設に関すること、2、前各号に掲げるもののほか前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項としております。

第3条、組織でございます。委員会の委員ですが、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱するとしております。資料の1も見ながら御確認をお願いいたします。

1、平成27年度の加東市滝野地域小中一貫教育推進協議会の委員さん、芹生さんと甲山さんでございます。

2、地域団体の代表者ということで、昨年の12月の会議も御出席をさせていただいております。前区長さんになるんですが、三木さんと西村さん、引き続きお世話になります。野瀬さんにつきましては現区長さんになります。よろしく願いいたします。

3、こども園及び保育園の保護者会、小学校及び中学校のPTAの代表者ということのでたきの愛児園さん、加茂こども園さん、河高こども園さん、高岡育児園さんの代

表の方、また東小学校、南小学校、中学校の代表の方にお越しいただいております。  
4、小学校及び中学校の代表者ということで東小、南小、中学校の校長先生に出席をしていただいております。

第4条、任期でございます。委員会の委員の任期ですが、小中一貫校の建設地の検討結果を教育長に報告する日までとしております。ただし、任期の途中の交代も可としております。

第5条、委員長及び副委員長です。委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定めるとしてしております。2、委員長は会務を総括し、委員会を代表する。3、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代理するとしております。

第6条、会議でございます。委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となるとしております。会議の委員の代理出席は認めない。委員会はその所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができるとしております。

第7条、庶務のところですが、委員会の庶務ですが、教育委員会事務局こども未来部小中一貫教育推進室において処理するとしております。

第8条、その他のところですが、この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるとしてしております。

附則のところですが、この要綱ですが、令和2年12月25日から施行としております。

招集の特例としてこの要綱による最初の委員会、本日の委員会になるんですが、こちらの会議は第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集するとしております。

3番目、この要綱の失効ということで、この要綱は小中一貫校の建設に関する検討結果を教育長に報告する日にその効力を失うとしております。

そこで、委員長、副委員長の選出でございます。この設置要綱の第5条において、委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定めるとしてしております。委員の皆様方におかれましては委員の選出をお願いしたいと存じますが、何か御意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

平成27年のときも各委員さんから御意見を聞いて選出したんですが、事務局で素案的なものがあれば報告していただいて、各委員さんの御意見を聞いていただいたらどうですかね。27年と同じような構成で良いと思うのですが。

(事務局)

地域の学校ということで、当時、委員長に関しましては区長さんからの選出となっております。また、副委員長については、学校の内容ということで校長先生から選出してもらったという経緯があります。

(委員)

素案というのはありますか。

(事務局)

滝野地域の学校であり、また、学校の内容となりますので、委員長については、今現役で区長をされておられます野瀬さんをお願いしたいという思いもあります。また、副委員長については、校長先生をお願いしたいということで、滝野中学校の校長先生にお願いできればと思っております。

いかがでしょうか。

[異議なし]

(事務局)

ありがとうございます。拍手多数により承認とさせていただきます。それでは、野瀬委員に委員長を、村上委員に副委員長をお引受けいただきたいと存じます。早速でございますが、お二人から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

何分不慣れですので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。昨年にもこういった会議がありまして、そのときにも説明があったわけですが、そのときはそれなりの皆さん御理解を得られたんじゃないかなと考えておりますが、もう一度説明をしていただいて、忌憚ない御意見をいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(副委員長)

地域の方の意見ができるだけ多く反映された建設地の検討委員会になるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## (2) 滝野地域小中一貫校建設地予定地について

(委員長)

それでは、滝野地域小中一貫校建設予定地について事務局から説明してください。

(事務局)

資料の3-1をご覧ください。滝野地域小中一貫校の建設地に係る整理の事項としております。経緯としましては、平成26年12月に加東市における小中一貫教育の推進を公表しております。以後、平成27年6月に小中一貫教育研究会を設置し、加東市にふさわしい小中一貫教育の調査研究をしております。研究会から、地域ごとの小中一貫教育の在り方について協議する必要があるとの提案があり、平成27年10月に加東市の3地域にそれぞれ小中一貫教育推進協議会を設置しております。3地域ごとに小中一貫校の設置の場所または開校の時期、施設の形態について協議をしております。平成28年1月に加東市教育委員会におきまして加東市における小中一貫校の整備の方針を決定しております。

資料の3-2をご覧ください。

加東市における小中一貫校の整備の方針を定めた内容になっております。

3ページ目なんですけれども、その中で、3地域の小中一貫教育推進協議会での協議の結果ということで、滝野地域の設置場所としては、滝野中学校周辺が妥当である、地域の住民にも周知を図ってくださいという意見になっております。開校時期については、3地域の状況を踏まえまして可能な限り早期開校を希望となっております。施設の形態については、一体型を希望となっております。

このように意見をいただいた中で教育委員会において、滝野中学校を中心に一貫校を建設していくということで方針を決定いたしました。

資料の3-1に戻っていただきます。平成28年6月ですけれども、国交省から加古川流域の想定最大規模の降雨ということで、降雨確率年が1,000年1を超える分による浸水想定区域図と、計画規模の降雨、降雨確率年としては100年1によります洪水浸水想定区域図が公表されております。

当時の推進協議会では、1,000年1を超える分の降雨の情報はなかった中で、協議

をしていただいております。当時、ハザードマップは作成しておりました、資料の3-3です。当時と同じ資料です。真ん中よりもちょっと左手側ですね、滝野中学校が凡例を見ていただきましたら黄色の分ということで、0.5m未満の浸水があるという中で協議をしてもらったという経緯があります。詳細に関しまして、委員から当時の状況の説明をお願いできませんでしょうか。

(委員)

平成27年度の推進協議会の中で、ハザードマップで見ますと、100年1でも滝野中学校が浸水箇所になっており、その点を問題視されましたが、その後、河川計画とか、そういうものが出されてきました。また、全体的に考慮した中では、旧の滝野町の区域の中で見ますと中央に加古川が流れ、また南北に長い地形ですので、現滝野中学校が大体旧の滝野町の中心かなど。地理的なものを考えますと、現滝野中学校周辺が妥当という御意見が出たということで、委員会としてはこういう方向で進めてきたということです。その点を踏まえていただいて各委員さん検討いただいたとこのように思います。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、資料の3-3を説明させていただきます。

1ページは、平成27年度当時からの現行のハザードマップです。2ページは、国交省から発表されました、加古川流域全体の1,000年1の分、想定最大規模の図となっております。加古川流域の平地にはほぼ水が押し寄せてくるという状況です。3ページは、社並びに滝野地域となっております、赤の部分が相当生じております。4ページは、同じく1,000年1の中で滝野中学校周辺の上滝野から西脇境の部分です。市街地の部分はほぼ赤でありまして、滝野中学校周辺は5から10mの水が来る想定となっております。5ページは、発表されました100年1の計画ですけれども、滝野中学校は0.5m未満の区域ということでグラウンドとかテニスコートの一部が浸水する想定になっております。拡大部分が6ページ、7ページです。6ページは1,000年1です。書いておられますとおり、5mから10mのエリアということになります。播磨中央公園の交差点、山際まで水が押し寄せてくる状況です。

7ページは、100年1です。0.5m未満の区域です。

参考として、下に東条地域小中一貫校の範囲も上げております。当時から東条川沿いに設置を計画しており、1,000年1の検証も行いました。0.5mから5mの浸水区域の場所でありまして、調査した結果、校舎1階の部分では1.8mの床上浸水を想定しております。また、100年1については、学校敷地への浸水はないと想定しております。

東条学園の場合は、浸水が及ばない大体育館を周辺の指定緊急避難場所、また指定避難所とする計画としております。

資料3-1の2ページ目をお開きください。

滝野地域小中一貫校の建設地に当たっての留意する点ということで、4つの項目があります。

1番目です。必要な学校の敷地の確保です。滝野東小学校、南小学校、滝野中学校の3校が集まりますので、その規模に応じた必要な施設の配置ができる学校の敷地が必要となってまいります。今想定しておりますのが4.6ヘクタールを想定しております。現在の滝野中学校の敷地は約3.8ヘクタールということで、用地の取得0.8ヘクタールは必要でないかと想定しております。現在の滝野中学校の敷地を活用しない場合は新たにまとまった4.6ヘクタールの用地を取得する、買収する必要があります。

2番目としまして、法的に建設可能な土地の確保です。学校建設に関しましては、代表的な法令としては都市計画法という法律があります。その規制によりまして都市

計画区域内において、市街化調整区域内では中学校の新築は不可となっております。市街化区域内であっても工業地域、工業専用地域というのがあるんですけども、ここでは小学校、中学校の新築は不可となっております。現在の滝野中学校周辺は市街化調整区域、将来市街化の予定の区域になっておりまして、中学校の建設も小学校の建設も可能となっております。

現在の滝野中学校の敷地を活用しない場合は市街化区域内で新たにまとまった用地を取得する必要が生じます。資料の3-3の8ページ並びに9ページを見ていただきたいです。これが加東市の都市計画図の市街化区域図です。色でその用途を表しております。滝野地域の部分をピックアップしております。8ページのところに滝野中学校のマークを入れております。市街化調整区域になっておりますけれども、将来市街化区域に編入させる計画ということで、学校の建設は可能となります。

例えば、工業団地が青色のところ、工業地域という指定にもなっておりまして、ここには学校は建てられない。また、グリーンの部分公園になっております、播磨中央公園です、学校の建設はほぼできない場所です。

色が塗っているところでないとなら学校は建設できない、中学校を新築できないです。

資料の3-1の2ページ目に戻っていただけますか。3つ目としまして地域内の通学適地の確保があります。小学生は徒歩とバスの通学があります。中学生は、同じく歩いてと、あと自転車の通学になってきます。

地域の中心に学校を設置するのがいいんじゃないかということでございます。滝野中学校は滝野地域のほぼ中心にありますので、通学としては一番良い場所ではないかと考えています。

課題としましては、滝野中学校を活用しない場合は多くの小学生がスクールバスの通学になり得ます。多くのスクールバスの台数を確保しなければなりません。

4つ目、建設費の確保です。想定します児童・生徒は滝野地域で約1,000人、社地域では約1,200人、東条地域では約500人となっております。現在の滝野中学校周辺で建設しますと、小学校部分の増築と、現在の中学校校舎を改修していくという必要が生じます。滝野地域の建設費については、まだ、基本計画を行っておりませんので、社地域の建設費を参考にしてもらえればと思います。社地域の建設費としましては、現在約64億円を上限として設計を進めております。東条地域については約42億円で工事を施工してます。

課題としては、現在の滝野中学校校舎等を活用しない場合は小学校、中学校分の全てを新築する必要がありますので、社の建設費よりも大幅な建設費増となります。以上4つの課題を持っております。

1,000年1の考えを整理した資料が3-4です。平成27年に水防法の改正があり1,000年1の考え方に対応しています。法改正以前は、命と財産を守るための施設整備ということで堤防等の改修工事を行っていく計画のみがありました。

想定し得る最大規模の降雨、1,000年1を超過する部分ですけども、これは命を守ることを想定してやっていく方針を出されております。100年1程度で降る大雨に関しましては命と財産を守るための施設整備をやっていく。しかしながら、それを越える分、想定し得る最大規模の場合は、命を守ることを最優先としまして行動をしてくださいという意味の情報提供になっております。このような考えの中で1,000年1、命を守るために避難等の情報として出すという意味合いで水防法が改正されたということでございます。

また、河川等の整備は時間がかかります。100年1まではハードの整備で対応できればというのが国交省の方針となっております。

教育委員会としましては、滝野地域小中一貫校は滝野中学校を中心として建設して

いく方針でございましたが、1,000年1の概念が新たに生じたので、皆様方に御意見をいただきたいと思い、場を設定させていただきました。よろしくお願いいたします。

(委員長)

事務局から小中一貫校の建設予定地について説明がございました。平成27年に一度は決定されておるわけですが、それ以降に国交省から1,000年確率で来る大雨に対してはまた状況が違いますよという話が出ましたので、それに対して、皆さん方にどうでしょうかということがございます。何か御意見等ございませんでしょうか。

(委員)

平成27年当時に検討されたものが残っているということは、当時もかなり研究されて土地決定が出たと思います。だから、今お聞きしていると100年から1,000年に変わったからといって基本方針が変わるわけじゃないし、要するに降雨量が変わるだけのことであって、初期対応というのは全く変わらないと思うので、場所の選定に関してはそんなにどこへ変えるという問題じゃないかなというふうに思います。だから、平成27年当時の考え方というのを踏襲するべきだと思うし、説明があったように、土地も恐らく旧滝野地域内にはないと思うので、今の考え方でいいんじゃないかというふうに思います。

(委員長)

確かに滝野地域が20㎏あって、その8分の1が播磨中央公園で、ほかいくらかが滝野工業団地で、それ以外のところの平面という部分になると本当に限られてくる、また市街化区域を考えますと、また非常に限られてくるというようなお話だなというふうに思います。

(委員)

僕はこのままでいいと思いますよ、場所は。設計、建築の段階になって十分な設計も考えられると思うので、あとは避難方法というのを充実していただいたらどうですか。場所はこれでいいと思います。

(委員長)

場所はそのままにしておいて、実際にその建て方とか、そういった工夫をしていただいて、もしそういう災害があったときの対応、避難といいますか防災といいますか、そこら辺を十分検討されたらというお話。

(委員)

私も基本的には滝野中学校がいいと思います。ほかの場所等を考えてもこの1,000年に一度、非常に低い確率で起こる災害のために、子どもにとっていいこと、家族にとって便利なこと等を犠牲にしてまでほかの場所にすることを考えるより、総合的に考えて子どもや家族にとってどこがいいのかと考えたら中学校が一番いいのではないかと思います。やはり1,000年に一度でこの中学校が5m水位になるというふうに出ますが、この5mになるといったら、学校でどうこう考えるよりも家とか組単位でルールやシステムを考えてそれにのっとって避難や防災のシステムを構築していくべきじゃないかなと思います。

(委員長)

総合的に見てここが適切でないかということですよ。1,000年に一遍降る大雨に対してどこまで対処せなあかんということですよ。

(委員)

滝野地域の場合は敷地が4.6ヘクタール、社と東条は何ヘクタールですか。

(事務局)

東条については、東条中学校の敷地と今県道を挟んで建設しております部分、合わ

せて4.5ヘクタールです。ただ、山の中腹にありますので、学校のエリアということで有効な平地といいますか、その面積じゃないんですけども、全体面積としては4.5ヘクタールです。

社は今設計を進めております。一部社の中学校のエリアを広げまして横に池がありまして、カセ池というんですけど、そこを拡張します。小学校が集まってまいりますので、必要な用地が生じてまいります。合わせまして今計画しておりますのが約6.3ヘクタールです。できる限り、社中学校の学校の活動を制限しないということを念頭に設計をしております。

滝野は約4.6ヘクタールです。調整区域になっておりますので、拡大する部分、拡張する部分は必要最小限度というのが条件になっております。全部平地なんですけれども、社のような大きな面積というのはなかなかできないもので、必要最小限度での4.5ヘクタールと思ってもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

旧の滝野町は20km<sup>2</sup>弱なんです、それで今の計画は4.6ヘクタール、各地域の中で4.6ヘクタールの用地を確保というのは、用地的なものが見つからないと思うんです。まして都市計画とか、そういう線引きで用地取得が非常に困難かなと思いますし、平成27年はそういうことでいろいろ検討しながら今の位置ということで考えてきたんですが、東の場合はある程度の広大ですが公共施設の用地がないんですね。避難所にしたって滝野東小学校の体育館、そこが避難所ということになりますし、滝野地域の西側に位置するのが河高や高岡とかの公民館とか南小学校の体育館、まして旧の滝野町周辺の文化会館が避難所ということになりますので、全体的に避難所とかそういうものを考慮したら今のままがベストかなというのが考えなんですけどね。一番ネックになっていたのは今100年1で考えとったやつが今度は1,000年1になったというのが、これが一つの難かなと、もう少し考え方を整理しなければならない問題かなと思います。

(委員長)

狭い地域の中で、ほかにそれだけの面積を確保しようとするとなかなか見つからないのではないかというお話やったと思います。ほかございませんか。

(委員)

1,000年に1回の洪水がいつ来るのかということと、ハザードマップでもあるように、ここが実際あかんというのであれば、前も言ったように稲尾か高岡にしか建てることはできないと思います。どっちみちスクールバスが要ることは間違いのないと思うんで、その辺は市役所はどう考えておられる、どっちみち稲尾にあらうが高岡にあらうがここにあるが、バスで来るわけでしょう。

(事務局)

今、東条地域もそうですし、社地域でもスクールバスの計画を立てております。スクールバスの方針というのを決定しております。方針としましては、文科省の指針で小学生の通学路がおおむね4kmというのが出されてます。それをオーバーする部分に関しては何らかの対応をしなければならないとあります。ルートがいっぱい曲がったりして、それぞれが何kmになるかというのは一概に言えませんので、直線距離の3kmという線を引きしております。直線の3kmの円から外にある集落の小学生はバスで送るとしてあります。例えば、滝野地域を中心にそれを考えましたら、稲尾とか、あと高岡とか、そこは3km圏をオーバーしてまいります。そこにおられる小学生はおそらくバスで送り迎えをします。場所によって対象の小学生が変わってきます。例えば、南小学校で設定した場合は、上滝野の辺りが3kmを超えてまいります。ということは、対象生徒数が多くなるということはバスの台数も多くなる、当然のことながら維持管理費が、台数が増えれば増えるほど大きくなっていくということがありまして、課題



として上げさせてもらっております。

(委員)

3km 歩かすんですか。

(事務局)

そうですね、3km。

(委員)

時間かかりますよ。

(事務局)

小学生が歩いて通学するのも一つの教育の一環でもありますし、体力の向上も出てまいります。文科省基準の4km というのがあります。3km 圏というのが一つの目安です。

(委員長)

皆さん今日出た意見をまとめますと、いろいろ問題もあるけれども、この場所ですうだという意見がほとんどやったと思うんですけども、どうですか、そういうまとめになろうかと思うんですけども。

滝野というのは、もともと加古川が西側に流れていたり東側も流れていたりで、河岸段丘になって、この河岸段丘を超えたところは山やったりするわけですね。平らなところは、少ない土地柄です。その中心、ほぼ真ん中辺というたら、もう全部が市街化区域になってまして、ほかは全部調整区域でほとんどが農用地という状況なので、用地を見つけるのも難しいのは確かだと思いますので、平成 27 年に検討された場所というのが妥当だというようなまとめでよろしいでしょうか。

(委員)

でも 1,000 年に 1 回って、1,000 年後に来るわけじゃないですよ。1,000 年に一度が来年来るかもしれない、浸水がどこまで来るか分からないというところで、中学校自体をかさ上げするのか、このままでいくのかでも、状況変わりますよね。どういう対策をするのか。1,000 年に 1 回やからとなってますけど、そこら辺の案ってあるんですか、どこら辺を買って、上げるとか。

(事務局)

まだ設計に入っておりませんので、今、こうしましょう、ああしましょうというのはなかなか言えないんですけども、少なくとも念頭には 1,000 年 1 なり 100 年 1 なり、そういうふうな状況の場所であるということで考えていくことになろうかなと思っております。

(委員)

その中でも建物の損傷度であるとかが当然出てくると思う。建物がどうかこうとかよりも、やはり子どもの命を守るということが最優先であって、要するに避難計画をどう立てるであるとかどういうケースになったときに子どもたちを避難させるのかと、そういうところをもっときっちりとお決めになって方針を出されるほうがいいと思うんです。だから、今言ってるように 1,000 年確率なんかで水があふれたら、もうつかってしまうのは仕方がないという判断をするかどうかという問題やと思います。

(委員長)

1,000 年確率で降る雨の解釈がどうなんかというところですよ。自然災害ですので、1,000 年に一遍降る雨とか 100 年に一遍降る雨というのはなかなか分かりづらいんで、大体 1 時間当たりいくら降るとか、そういうお話になってくるかと思いますが、そこら辺何かありませんか。

(事務局)

資料 3-3 の 2 ページです。想定最大の加古川全域図、真ん中辺のところに書いてあ

るんですけども、下から2行目です、指定の前提となる降雨ということで加古川流域が2日間で総雨量が750mmということは7.5mの水深になると。

(委員)

75cm。

(事務局)

ごめんなさい、75cmの雨が全域に降るというのを想定しています。

(委員長)

48時間雨量で750mmという雨がどのような雨かということがもしあれば。平成16年に降ったときは。

(事務局)

100年確率の分につきましては2日間で288mmの雨になっています。資料3-3の1ページが今のハザードマップになってます。これが100年1を想定した浸水のエリアになっています。戦後最大級と言われました平成16年の台風23号のときは、網かけのところになってますので、100年1のほうはまだ広い範囲が洪水になる、1,000年1につきましてはさらにひどくなるという形になっております。

(委員長)

何か御意見ございますか。

(委員)

そもそもその雨が降ったら学校に行けるような状態じゃないと思うんですね。みんなの家が、児童の半分以上の家が浸かるような状況やと思うんで、そのような状況になったときに学校がどこにあるかが、みんな自分の命を守ることを優先させると思うんで、僕は今の場所がいいと思います。

(委員長)

ほかよろしいですか。

今も出ましたように、そういった危険性は提示されたものの、今の位置でこの意見としては大方御了解いただけたのではないかなという判断をいたしますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

それでは、今日の協議事項ということで終了させていただきます。

### 3 事務連絡

### 4 閉 会

**【資料名】**

- 資料1 令和2年度 第1回加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会名簿
- 資料2 加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会設置要綱
- 資料3-1 滝野地域小中一貫校の建設地に係る整理事項
- 資料3-2 加東市における小中一貫校の整備方針について
- 資料3-3 現行の加東市ハザードマップ・都市計画図について
- 資料3-4 平成27年度 水防法改正の概要

令和3年5月10日